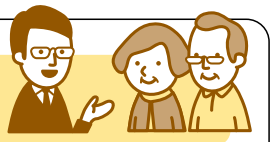
年金相談Q&A



Q 国民年金に加入しています。確定申告書に添付する社会保険料(国民年金保険料)控除証明書を紛失したのですが再発行はできますか。

A 再発行は可能です。紛失などにより再発行が必要な方は、徳島南年金事務所お客様相談室(☎088-652-1511)までご連絡をお願いします。マイナポータルを経由して「ねんきんネット」からも手続きが可能です。なお、国民年金保険料(過年度分および追納・後納された保険料を含む)を令和8年1月1日から9月30日までの間に納付された方は、控除証明書が11月上旬に日本年金機構から送付されています。また、令和8年10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方は、令和9年2月下旬に送付されます。

問い合わせ　保険年金課　☎22-1118

おくりもの

阿南市へ

●金22,222円
上原敏裕様から
「保育所等の備品補修に係る寄付金」として

●金30万円
国際ソロプチミスト阿南様から
阿南中央図書館(仮称)用長いす購入資金として

●金1,020,700円
明治安田生命保険相互会社徳島支社
支社長　中原　啓様から
「私の地元応援募金」地域住民の健康増進として

以上、ご寄付いただきありがとうございました。

1月1日から林野火災注意報・林野火災警報発令期間です

林野火災注意報、林野火災警報とは、林野火災が発生しやすい時期に、林野火災の予防上の「注意」が必要な気象状況となったときや、「危険」な気象状況になったときに発令するものです。発令対象期間は1月～5月となります。

●林野火災注意報発令基準
以下の①または②のいずれかの条件に該当する場合
①前3日間の合計降水量が1㎜以下かつ前30日間の合計降水量が30㎜以下
②前3日間の合計降水量が1㎜以下かつ乾燥注意報が発表
※当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合には、発令しないこともあります。

●林野火災警報発令基準
林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表されている場合

●林野火災注意報、林野火災警報発令時の「火の使用制限」は以下のとおりです。(阿南市火災予防条例29条)
①山林、原野等において火入れをしないこと
②煙火(花火)を消費しないこと
③屋外において火遊びまたはたき火をしないこと
④屋外においては、引火性または爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと
⑤山林、原野などの場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと
⑥残火(たばこの吸殻を含む)、取灰または火粉を始末すること

●「火の使用制限」に従わなかった場合
林野火災注意報は、警報発令の前段階に位置付けられ、罰則の伴わない努力義務を課すものとなっています。一方で、林野火災警報は、「火の使用制限」に違反した者に対して30万円以下の罰金または拘留に処することが消防法で定められています。

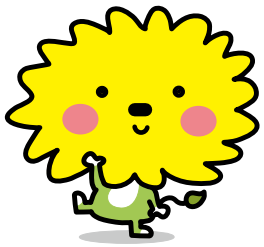
●たき火は事前の届出が必要です
たき火は「火災とまぎらわしい煙などを発するおそれのある行為など」に該当し、消防本部に届出が必要です。所定の様式に記入し、消防本部に提出してください。様式は、消防本部のホームページから利用できます。



問い合わせ　消防本部予防課　☎22-3799

AIあななんが生まれ変わりました

市役所へのご質問に生成AIでパワーアップした「AIあななん」がお答えします



市役所の業務や手続きなどに関するご質問に対し、生成AIを活用したチャットボットが対話形式でお答えするサービスの提供を開始しました。
新しい「AIあななん」は、皆さまからご質問をいただくと、市ホームページなどにある膨大な情報を検索し、ご質問にあった適切な回答をします。

「AIあななん」は24時間365日いつでもどこでもご利用いただけます。

①



阿南市ホームページ右下の「あななん」をクリック

②



出典:株式会社ecbeing

自由に質問を入力することもできます

LINEからも利用できます



スマートフォンをお使いの場合は、阿南市LINE公式アカウントに友だち登録すると、リッチメニューから1タップでご利用いただけます。

問い合わせ　DX推進課　☎24-8024

※各チャットにおける回答内容に関するご質問は、それぞれの担当課などにお問い合わせください。

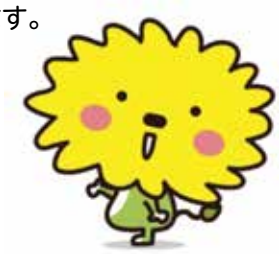
阿南市の情報をあなたのスマホに

～阿南市LINE公式アカウントで暮らしの安心を届けます～

■阿南市LINE公式アカウント3つのポイント

①災害情報、ごみ情報はもちろん、イベント情報や市政情報など阿南市の“今”が届きます。
②登録者15,000人突破(新規登録増加中)
③手続きカンタン、登録無料

ぜひ阿南市LINE公式アカウントにご登録ください。登録はこちら▶



問い合わせ　DX推進課　☎24-8024

徳島東部都市計画道路　下大野南島線の変更について

このたび、徳島南部自動車道阿南ICから県道大林津乃峰線をつなぐ徳島東部都市計画道路「下大野南島線」の都市計画変更案を作成しましたので、次のとおり案を縦覧します。

〈縦覧する図書〉

徳島東部都市計画道路　3･4･144号
下大野南島線　変更案
※10月16日～30日まで縦覧した都市計画変更素案から変更はありません。

〈縦覧期間と縦覧場所〉

縦覧期間　12月11日㈮～25日㈮
（土、日は除く）　8:30～17:15

縦覧場所　市役所2階　都市政策課
市役所5階　広域連携事業課
県庁7階　県土整備部　都市計画課
県庁8階　県土整備部　道路整備課

<意見書の提出>

関係市町村の住民および利害関係人の方は、縦覧期間満了の日までに当該都市計画変更案について、県都市計画課に意見書を提出することができます。
詳しくは、県ホームページまたは以下の問い合わせ先でご確認ください。

案は縦覧期間中、県ホームページにも掲載されます。

県ホームページ

問い合わせ　徳島県　県土整備部　都市計画課　☎088-621-2563(手続きに関すること)
道路整備課　☎088-621-3277(変更内容に関すること)
都市政策課　☎22-1596
広域連携事業課　☎22-3197

水道管の冬じたくを

夜の冷え込みにご注意を

気温が氷点下になると、防寒対策をしていない水道管は凍結や破裂の恐れがあります。
「むき出しの水道管」、「北向きにある水道管」、「風がよく当たる水道管」は、早めに対策をしましょう。

水道管が破裂したとき

水道メーターボックス内にあるバルブを閉めて水を止め、破裂した部分に布やテープなどで応急手当てをして、市指定上下水道工事店協同組合(☎22-7608)または市指定給水装置工事事業者(市ホームページに掲載)に修理を依頼してください。



水道が凍って水が出ないとき

タオルをかぶせ、その上からぬるま湯をゆっくりかけて溶かしてください。熱湯をかけると破裂することがありますので、ご注意ください。

防寒の方法

▶保温材を巻きます。蛇口付近は破裂しやすいので、完全に包んでください。
▶保温材には毛布や布などを利用してください。また、保温材がぬれないようにビニールを巻いてください。
▶水道メーターボックス内に毛布や布切れなどを入れて、ふたの上にダンボールを乗せるなどして保温してください。



問い合わせ　水道課　☎22-3295